

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年5月10日

水曜日

号外

目次

告示 ○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	1
------------------------------	---

////////////////////////////////////

告示

////////////////////////////////////

富山県告示第224号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営桐谷地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月10日

富山県知事 新田 八朗

1 縦覧に供すべき書類

県営桐谷地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月10日から

令和5年6月7日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、

1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第225号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営黒瀬谷地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営黒瀬谷地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月10日から

令和5年6月7日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第226号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営平岡地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営平岡地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年5月10日から

令和5年6月7日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

